

2016年9月23日

国立大学法人東北大学

総長 里見 進 殿

理事 花輪 公雄 殿

東北大学職員組合

執行委員長 飛田 博実

全学教育における授業収録に関する要請書

9月21日付で全学教育授業担当者に送付された授業収録配信システム試験運用の方針について、このまま実施することには幾つかの重大な問題点があるため、少なくとも第1回の授業を「別紙の送付がない場合」に収録することを中止するよう要請いたします。

第1に、授業を収録することは著作権法第91条によって、授業実施者に専有的権利があります。示された方針では、周知が徹底されないうちに収録されていたという事態が発生しかねず、授業担当者の法的権利が侵害されることとなります。

第2に、通常の授業の中では許容される第3者著作物の使用であっても、インターネットを使った配信物になるや否や著作権者の許諾が必要になります。これまで使用されていた授業資料などが収録することにより違法なものになる事態が多発することは明らかです。この点に関して従来なされていた慎重な配慮（「全学教育に関する意見箱」（下記URL）のNO.166の投書への学務審議会教務委員会からの回答（2016.7.5））が欠如しています。

<http://www2.he.tohoku.ac.jp/center/opinion-box/opinion-box.htm>

第3に、授業に、学生が発言などによって参加する場合、収録物は学生との共同著作物となり、その使用には全員が権利を持つこととなりますが、この点に対する配慮も全く見られません。さらに、学生が質問に答えられなかった場合、あるいは前に出て問題を解き誤った解を導いた場合、これを配信することは名誉毀損訴訟を起こされるリスクを抱えることとなります。

これらの問題に鑑みて、今回の通達による初回授業の収録は中止すべきだと考えます。少なくとも、提案されているオプトアウト方式ではなく、収録を明示的に了承した場合にのみ収録を行うオプトイン方式にすべきです。

また、今後の授業収録についても、このシステムの設置・使用目的、その方針について、授業担当者に十分な説明があったとは言い難く、一方的に実施が決定されたことも容認できません。まずはこのシステムについて授業担当者の理解を十分に得ることが肝要です。

本件要請に対する回答を9月29日に予定されている授業収録配信システム説明会の前までにいただけますようお願いします。